

昭和五十八年法律第二十五号

技術士法

技術士法（昭和三十二年法律第百一十四号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 技術士試験（第四条—第三十一条）
第二章の二 技術士等の資格に関する特例（第三十一条の二）
第三章 技術士等の登録（第三十二条—第四十条）
第四章 技術士等の義務（第四十四条—第四十一条）
第五章 削除
第六章 日本技術士会（第五十四条—第五十五条）
第七章 雜則（第五十六条—第五十八条）
第八章 罰則（第五十九条—第六十四条）
附則 第一章 総則（目的）
第一条 この法律は、技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と國民經濟の發展に資することを目的とする。（定義）
第二条 この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的應用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行ふ者をいいう。
第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、技術士又は技術士補となることができない。 一 心身の故障により技術士又は技術士補の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その处分を受けた日から起算して二年を経過しない者
四 第五十七条第一項又は第二項の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる日から起算して二年を経過しない者
五 第三十六条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
六 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十三条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十二条第二号の規定により登録を消除された者、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により免許を取り消された者又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十二条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しないもの
七 第二章 技術士試験（技術士試験の種類）
第四条 技術士試験は、これを分けて第一次試験及び第二次試験とし、文部科学省令で定める技術の部門（以下「技術部門」という。）ごとに行ふ。
第五条 第一次試験は、技術士となる資格を有する。（第一次試験）
第六条 第二次試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。（第二次試験）
第七条 第一次試験又は第二次試験に合格した者は、文部科学大臣が行う。（合格証書）
第八条 技術士試験の第一次試験又は第二次試験（第十条第一項において「各試験」という。）に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことと証する証書を授与する。（合格の取消し等）
第九条 文部科学大臣は、不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対しても、合規の遵守に関する適性並びに技術士補となるのに必要な技術部門についての専門的學識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。
第十条 技術士試験の各試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国（次条第一項に規定する指定試験機関が同項に規定する試験事務を行う技術士試験の各試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

一 技術士補として技術士を補助したことがあらる者で、その補助した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの
二 前号に掲げる者のほか、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（文部科学省令で定める要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）
三 前二号に掲げる者のか、前号に規定する業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）
四 第二章の二 第二項の規定により業務の禁止の処分を受けた者、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十二条第二号の規定により登録を消除された者又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十二条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しないもの
五 第三十六条第一項第二号又は第二項の規定により免許を取り消された者又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十二条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しない者
六 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十三条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しない者
七 第二章 技術士試験（技術士試験の種類）
第八条 技術士試験の第一次試験又は第二次試験（第十条第一項において「各試験」という。）に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことと証する証書を授与する。（合格の取消し等）
第九条 文部科学大臣は、不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合規の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。
第十条 技術士試験の各試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国（次条第一項に規定する指定試験機関が同項に規定する試験事務を行う技術士試験の各試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

一 前項の規定により同項に規定する指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。
二 前号に掲げる者のほか、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（文部科学省令で定める要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）
三 第一項の受験手数料は、これを納付した者が前号に掲げる者のほか、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（文部科学省令で定める要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）
四 第二章の二 第二項の規定により業務の禁止の処分を受けた者、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十二条第二号の規定により登録を消除された者又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十二条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しないもの
五 第三十六条第一項第二号又は第二項の規定により免許を取り消された者又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十二条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しない者
六 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十三条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しない者
七 第二章 技術士試験（技術士試験の種類）
第八条 技術士試験の第一次試験又は第二次試験（第十条第一項において「各試験」という。）に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことと証する証書を授与する。（合格の取消し等）
第九条 文部科学大臣は、不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合規の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。
第十条 技術士試験の各試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国（次条第一項に規定する指定試験機関が同項に規定する試験事務を行う技術士試験の各試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは 〔第四十条第一項〕と読み替えるものとする。 (登録の細目等)	第十一条 この章に定めるもののほか、登録及び登録の消滅の手続、登録証の再交付及び返納、登録事務の引継ぎその他技術士及び技術士補の登録並びに指定登録機関に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
第十四条 技術士等の義務 (信用失墜行為の禁止)	第十四条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
（技術士等の秘密保持義務）	（技術士等の秘密保持義務）
第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。 (技術士等の公益確保の責務)	第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。 (技術士等の公益確保の責務)

第四十六条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けてはいけばならない。 (技術士の名称表示の場合の義務)	第四十六条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けてはいけばならない。 (技術士の名称表示の場合の義務)
第四十七条 技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行つてはならない。 前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関する技術士補の名称の表示について準用する。 (技術士の資質上の責務)	第四十七条 技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行つてはならない。 前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関する技術士補の名称の表示について準用する。 (技術士の資質上の責務)
第四十八条 削除	第五章 削除
第四十九条 削除	第五十三条 削除
第五十条 削除	第六章 削除
第五十二条 削除	第五十二条 削除

第五十五条 前条の一般社団法人（以下「技術士会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添え、その旨を、文部科学大臣に届け出なければならない。 (技術士会の業務の監督)	第五十五条 前条の一般社団法人（以下「技術士会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添え、その旨を、文部科学大臣に届け出なければならない。 (技術士会の業務の監督)
第五十六条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならぬ。 (名称の使用の制限)	第五十六条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならぬ。 (名称の使用の制限)
第五十七条 技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。 (経過措置)	第五十七条 技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。 (経過措置)
第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令は虚偽の報告をしたとき。 又は登録事務の全部を廃止したとき。 を定めることができる。	第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令は虚偽の報告をしたとき。 又は登録事務の全部を廃止したとき。 を定めることができる。

第五十九条 第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 る。	第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十八条から第二十六条まで、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条第一号及び第三号、第三十二条（指定試験機関の業務の監督）
第六十条 第十八条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	第六十条 第十八条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第六十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。	第六十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
第六十三条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。	第六十三条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
第六十四条 第二十二条（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	第六十四条 第二十二条（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
第六十五条 第二十三条（第四十二条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務を行つたとき。	第六十五条 第二十三条（第四十二条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務を行つたとき。
第六十六条 第二十二条第一項の規定によりされた技術士の登録と、旧法第十六条第一項の規定により交付された技術士登録証は新法第三十二条第一項の規定により交付された技術士登録証とみなす。	第六十六条 第二十二条第一項の規定によりされた技術士の登録と、旧法第十六条第一項の規定により交付された技術士登録証は新法第三十二条第一項の規定により交付された技術士登録証とみなす。
第六十七条 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にその手続が終了していないものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第三十二条第一項の規定によりされた技術士の登録の申請とみなして、新法の規定を適用する。	第六十七条 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にその手續が終了していないものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第三十二条第一項の規定によりされた技術士の登録の申請とみなして、新法の規定を適用する。
第六十八条 旧法第十七条第一項の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にその各号のいづれかに該当する場合には、次各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。	第六十八条 旧法第十七条第一項の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にその各号のいづれかに該当する場合には、次各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。
第六十九条 第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第六十九条 第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

のを含むものでない場合においても、当該訂正の申請につき納付された手数料は、返還しない。

一 当該訂正の申請が氏名若しくは技術部門の変更に係るものである場合又は氏名若しくは技術部門のみの変更に係るものである場合、当該氏名又は技術部門の変更に係る訂正の申請は、施行日に新法第三十五条第二項の規定によりされた技術士登録証の訂正の申請とみなして、新法の規定を適用する。

二 当該訂正の申請が事務所の名称若しくは所在地の変更に係るものである場合又は事務所の名称若しくは所在地の変更に係るものである場合に係るものである場合、当該事務所の名称又は所在地の変更に係る訂正の申請は、施行日に新法第三十五条第一項の規定によりされた登録事項の変更の届出とみなして、新法の規定を適用する。

三 当該訂正の申請が住所の変更に係るものである場合又は住所のみの変更に係るものである場合、当該住所の変更に係る訂正の申請は、なかつたものとみなす。(次格条項等に関する経過措置)

第四条 旧法第十八条第二号若しくは第十九条の規定により技術士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者、又は旧法第三十九条の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者に係る新法第三条第四号及び第五号の規定については、同条第四号中「第五十七条第一項又は第二項」とあるのは、「旧法第十八条第二号又は第二項」とする。

第五条 旧法第十二条後段の規定により技術士試験の予備試験又は本試験の受験の停止を命ぜられた者は、施行日に新法第九条第二項の規定により技術士試験の受験の停止を命ぜられた者とみなす。この場合において、当該受験の停止の期間は、施行日における旧法第十二条後段の規定により命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。

第六条 前条の規定は、旧法第十九条の規定により技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者による場合を含む。中「当該事業年度の開始前

について準用する。この場合において、前条中に「一」とあるのは、「その指定を受けた後遅滞なく」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第七条 旧法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者に係る新法第十一条第四項第四号イ(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号イ中「この法律」とあるのは、「改正前の技術士法」とする。

(試験事務及び登録事務に関する経過措置)

第八条 施行日前に指定試験機関又は指定登録機関の指定がされた場合においては、指定試験機関又は指定登録機関は、新法第十二条第一項又は第四十条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、試験事務又は登録事務を行うことができるものとする。

(技術士審議会に関する経過措置)

第九条 旧法第二十七条の規定により置かれた技術士審議会は、施行日において、新法第四十八条の規定により置かれた技術士審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる者は、別に辞令を用いないで、施行日に新法第五十二条第一項の規定により技術士審議会の委員として任命された者とみなす。

2 施行日の前日において技術士審議会の委員である者は、別に辞令を用いないで、施行日に新法第五十二条第一項の規定により技術士審議会の委員として任命された者とみなす。

1 前項の規定により任命されたものとみなされることは、施行日の前日において、新法第五十二条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の技術士審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(日本技術士会に関する経過措置)

第十条 施行日に現に存する日本技術士会は、施行日において、新法第五十四条の規定による日本技術士会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(指定期間の事業計画等に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年四月一日から施行する。)の施行日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(昭和六〇年六月二八日法律第八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成五年一月一二日法律第八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）</p> <p>、第三百五条、第三百六条、第三百二十二条、第三百二十六条第二項及び第三百四十四条の規定</p> <p>附 則 （平成一二年四月一六日法律第四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。</p>
--

<p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際に改正前の第六条第二項第二号の要件（以下「旧業務従事者要件」という。）に該当している者及びこの法律の施行の日以後に旧業務従事者要件に該当することとなった者は、平成十五年三月三十一日までの間は、改正後の第六条第二項第三号の規定にかかるらず、第二次試験を受けることができる。</p> <p>附 則 （平成一二年四月一六日法律第四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。</p>

<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>（技術士法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 旧法第十七条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、前条の規定による改正後の技術士法第三条の規定にかかるらず、技术士となる資格を有しない。</p> <p>附 則 （平成一四年五月七日法律第三十三条）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条並びに附則第七条、第八条、第十一一条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十号）別表第一第二十三号（三）の改正規定に限る）、第十二条及び第十三条（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六百六十五号）による）。</p> <p>附 則 （平成一四年五月七日法律第三十三条）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条並びに附則第七条、第八条、第十一一条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十号）別表第一第二十三号（三）の改正規定に限る）、第十二条及び第十三条（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六百六十五号）による）。</p>
--

(十号) 第千三百十八条の改正規定に限る。）の規定 平成十五年八月一日

附 則 **（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

この法律は、（その他の経過措置の政令への委任）の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることとする。

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（行政手続の原則）

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、（行政手続の原則）の例による。

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）